

「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた 意見・提案(案)

令和5年(2023年)1月

北海道農政部農政課

1 「食料・農業・農村基本法」の法体系

基本理念

第一章 総則	
第一条	目的
第二条	食料の安定供給の確保
第三条	多面的機能の発揮
第四条	農業の持続的な発展
第五条	農村の振興
第六条	水産業及び林業への配慮
第七条	国の責務
第八条	地方公共団体の責務
第九条	農業者等の努力
第十条	事業者の努力
第十一条	農業者等の努力の支援
第十二条	消費者の役割
第十三条	法制上の措置等
第十四条	年次報告等

第二章 基本的施策	
第一節 食料・農業・農村基本計画	
第十五条	食料・農業・農村基本計画
第二節 食料の安定供給の確保に関する施策	
第十六条	食料消費に関する施策の充実
第十七条	食品産業の健全な発展
第十八条	農産物の輸出入に関する措置
第十九条	不測時における食料安全保障
第二十条	国際協力の推進
第三節 農業の持続的な発展に関する施策	
第二十一条	望ましい農業構造の確立
第二十二条	専ら農業を営む者等による農業経営の展開
第二十三条	農地の確保及び有効利用
第二十四条	農業生産の基盤の整備
第二十五条	人材の育成及び確保
第二十六条	女性の参画の促進
第二十七条	高齢農業者の活動の促進
第二十八条	農業生産組織の活動の促進
第二十九条	技術の開発及び普及
第三十条	農産物の価格の形成と経営の安定
第三十一条	農業災害による損失の補てん
第三十二条	自然循環機能の維持増進
第三十三条	農業資材の生産及び流通の合理化
第四節 農村の振興に関する施策	
第三十四条	農村の総合的な振興
第三十五条	中山間地域等の振興
第三十六条	都市と農村の交流等

第三章 行政機関及び団体	
第三十七条	行政組織の整備等
第三十八条	団体の再編整備

第四章 食料・農業・農村政策審議会	
第三十九条	設置
第四十条	権限
第四十一条	組織
第四十二条	資料の提出等の要求
第四十三条	委任規定

2 「食料・農業・農村基本法」の基本理念と基本的施策

区分	基本理念	基本的施策
食料の安定供給の確保 (第二条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</u> ○ <u>国民への食料の安定的な供給は、国内農業生産の増大を基本に備蓄と輸入を適切に組み合わせて行わなければならない。</u> ○ <u>食料の供給は農業の生産性の向上を促進しつつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</u> ○ <u>国民が最低限度必要とする食料は、不測の要因により国内需給がひっ迫する場合においても、供給の確保が図られなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料消費に関する施策の充実 ・食品産業の健全な発展 ・農産物の輸出入に関する措置 ・不測時における食料安全保障 ・国際協力の推進 等
多面的機能の発揮 (第三条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能は、適切かつ十分に発揮されなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然循環機能の維持増進 ・中山間地域等の振興 等
農業の持続的な発展 (第四条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい農業構造の確立 ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開 ・農地の確保及び有効活用 ・農業生産の基盤の整備 ・人材の育成及び確保 ・女性の参画の促進 ・高齢農業者の活動の促進 ・農業生産組織の活動の促進 ・技術の開発及び普及 ・農産物の価格の形成と経営の安定 ・農業災害による損失の補てん ・自然循環機能の維持増進 ・農業資材の生産及び流通の合理化 等
農村の振興 (第五条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村の総合的な振興 ・中山間地域等の振興 ・都市と農村の交流 等

3-1 「食料の安定供給の確保」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
<p>【食料の安定供給の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</u> ○ <u>国民への食料の安定的な供給は、国内農業生産の増大を基本に備蓄と輸入を適切に組み合わせて行わなければならない。</u> ○ <u>食料の供給は農業の生産性の向上を促進しつつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</u> ○ <u>国民が最低限度必要とする食料は、不測の要因により国内需給がひっ迫する場合においても、供給の確保が図られなければならない。</u> 	<p>＜前提＞ 本道農業は、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える役割と責任がある。</p> <p>＜道の考え＞ 平時からの食料安全保障の確立に向け、過度な輸入依存から脱却していくため、国内で生産できるものはできるだけ国内で自給していくことが重要であり、そのためには、人・農地・技術といった本道農業を支える生産基盤の維持・強化とコスト面に対する国民理解の醸成が必要。</p>	<p>(1)食料の安定供給の確保に向けた構造転換</p> <p>＜背景＞ 自給率が著しく低い小麦(17%)、大豆(7%)、とうもろこし(0%)については、過度な輸入依存からの脱却に向けて、主産地である本道において、増産していく必要</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外に多くを依存している作物(小麦・大豆)や飼料作物について、需要に応じた生産拡大と体制整備の推進 ・ 水田の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、自給飼料の生産拡大に向けた基盤整備の推進 ・ 輸入から国産への置換えに向けた措置 ・ 食料の安定供給を支える物流ネットワークの強化 <p>(2)生産資材の確保・安定供給</p> <p>＜背景＞ 本道は大規模で専門的な農業が展開されており、農業生産を支える生産資材や種子の安定的な供給・確保が今後とも重要</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料等の生産資材の安定確保と備蓄などの措置 ・ 堆肥等の有機物資源の利用拡大 ・ 主要農作物等の優良な種子の安定生産と円滑な供給

3-2 「食料の安定供給の確保」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
		<p><u>(3) 輸入農産物の対応と海外市場への販路拡大</u></p> <p><背景> 本道の主要な農産物である米、砂糖、牛乳乳製品において、国内で需給の不均衡が発生。人口減少下で国内市場は縮小する一方で、海外市場は拡大</p> <p><意見・提案> 食料安全保障の強化の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 輸入が国内生産に影響を与えないような仕組みの構築・ 海外への市場開拓等による農産物等の輸出促進 <p><u>(4) 再生産可能な価格形成</u></p> <p><背景> 本道は大規模で専門的な農業が展開されており、生産資材等の価格高騰は経営コストへの影響が大きく、再生産が可能な価格形成が必要</p> <p><意見・提案></p> <ul style="list-style-type: none">・ 生産者が再生産可能となる価格形成への対応・ 再生産可能な価格形成に向けた国民理解の醸成

4-1 「農業の持続的な発展」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
<p>【農業の持続的な発展】 ○ <u>必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じた望ましい農業構造が確立され</u>るとともに、<u>農業の自然循環機能が維持増進される</u>ことにより、その持続的な発展が図られなければならない。</p>	<p>＜前提＞ 本道農業・農村が有する人、農地、技術といった潜在能力をフル活用するとともに、多様な地域の特色を活かし、我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与していく必要がある。</p> <p>＜道の考え＞ 持続可能で生産性が高い農業を展開していくため、農業生産基盤の整備や優良農地の確保と適切な利用、戦略的な研究開発など生産基盤の強化とともに、多様な担い手と人材が活躍する農業・農村の確立が重要。</p>	<p>(1)多様な担い手と人材の育成・確保</p> <p>＜背景＞ 本道の1経営体当たりの経営規模は、都府県の14倍の30haまで拡大しているが、更なる規模拡大への限界感や労働力不足等が課題</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営感覚に優れた意欲ある担い手の育成・確保 ・ 新規就農への支援の強化と計画的な経営継承の促進 ・ 生産現場を支える若者や外国人材、障がい者などの雇用人材の確保と雇用就農の強化 <p>(2)農地の集約化と適正利用</p> <p>＜背景＞ 本道では、担い手への農地集積率が90%を越えているが分散している農地の集約化や耕作条件が不利な農地の受け手の確保と適正利用が課題</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な担い手による地域計画に基づく農地の集約化と効率的な利用 ・ 荒廃農地の発生抑制及び再生などへの支援を通じた農地の適正利用

4-2 「農業の持続的な発展」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
		<p>(3) 経営安定対策の充実</p> <p>＜背景＞ 今後の国際情勢等によっては、引き続き、生産資材の価格高騰・高止まりが続くことが懸念されることから、本道の意欲ある担い手が将来に向けて安心して経営に取り組める環境が必要</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する対策の安定的な実施・ 生産資材の価格高騰・高止まりにも対応した生産コストの変動による経営への影響緩和対策の措置 <p>(4) 農業農村整備の計画的な推進</p> <p>＜背景＞ 国際化の進展や農家戸数の減少、頻発・激甚化する自然災害への対応など様々な課題に直面</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業の生産力・競争力の強化やスマート農業の推進、農村地域の強靱化に不可欠な農業農村整備の計画的かつ着実な推進

4-3 「農業の持続的な発展」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
		<p>(5) 研究開発、社会実装、育成者権の保護</p> <p>＜背景＞ 国内最大の食料供給地域である本道が、農業生産基盤を維持していくための戦略的な研究開発と技術革新、育成者権の保護が重要</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 品種開発に関わる都道府県段階における試験研究機関等の体制強化・ 低コストで誰もが導入しやすいスマート農業技術の開発と社会実装の促進・ 国内外における育成者権の保護 <p>(6) 家畜伝染病、病害虫等への対応強化</p> <p>＜背景＞ 国内最大の食料供給地域として、家畜伝染病や植物の病害虫の発生など、農業の持続性を脅かすリスクが高まっており、食料の安定供給に与える影響が大</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海外悪性伝染病等の侵入防止に向けた動植物検疫の対応の強化

4-4 「農業の持続的な発展」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
		<p><u>(7)環境と調和した農業の展開</u></p> <p><背景> 道では、みどりの食料システム法に係る「北海道基本計画」を道内179市町村と共同で策定しており、今後、環境と調和した農業の展開や「ゼロカーボン北海道」の実現が重要</p> <p><意見・提案></p> <ul style="list-style-type: none">・ みどりの食料システム戦略に基づく環境負荷低減に向けた取組の強化・ カーボン・クレジットの普及によるCO₂などの温室効果ガスの削減を推進

5 「農村の振興」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
<p>【農村の振興】</p> <p>○ 農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。</p>	<p>＜前提＞ 本道は、全国の1/4の耕地面積を占め、国土の保全や美しい農村景観を形成するなど、多面的機能の発揮を通じて、国民生活に豊かさと潤いをもたらしている。</p> <p>＜道の考え＞ 農業・農村がもたらす多くの恵みは、都市住民を含む国民全体の生活と経済の安定に寄与していることから、農村の振興を図ることが重要。</p>	<p>(1)農村の活性化</p> <p>＜背景＞ 本道の農村地域の恵まれた自然環境や美しい農村景観、独自の歴史や伝統文化など、豊かな地域資源を活用し、地域の活性化を図ることが重要</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域の所得と雇用機会の確保 ・ 都市と農村の交流の促進による関係人口の拡大 <p>(2)農村インフラの持続性の確保</p> <p>＜背景＞ 農村インフラの老朽化が進行し、自然災害に対し脆弱な状況にある中、農村に人が安心して住み続けるための条件整備が必要</p> <p>＜意見・提案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信環境の整備や農道等の施設機能の保全と強化

6 「多面的機能の発揮」についての意見・提案

国の基本法の基本理念	道の基本的な考え方	道からの意見・提案(案)
<p>【多面的機能の発揮】</p> <p>○ <u>国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能は、適切かつ十分に発揮されなければならない</u></p>	<p><前提></p> <p>本道は、全国の1/4の耕地面積を占め、国土の保全や美しい農村景観を形成するなど、多面的機能の発揮を通じて、国民生活に豊かさと潤いをもたらしている。</p> <p><道の考え></p> <p>農業・農村がもたらす多くの恵みは、都市住民を含む国民全体の生活と経済の安定に寄与していることから、農村の振興を図ることが重要。</p>	<p>(1) 多面的機能の発揮</p> <p><背景></p> <p>農村地域の高齢化等に伴い集落機能が低下し、地域の共同活動や農業生産活動による国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の発揮に支障が生じる懸念</p> <p><意見・提案></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の多面的機能の維持・発揮や農業生産活動のための共同活動や営農活動の取組を促進